

山梨県の融資制度のご案内

経済変動対策融資

経済危機関係（危機関連保証対応）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が大きく減少した中小企業者の方を対象とした融資です。

融資対象	新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた後原則として 1 カ月間の売上高等が前年同月比で 15%以上減少しており、かつ、その後の 2 カ月間を含む 3 カ月間の売上高等が前年同期比で 15%以上減少することが見込まれる県内の中小企業者
限度額	設備資金・運転資金 合計 5,000 万円
融資利率	1.4%
保証料率	0.4%（県の 1/2 補助後の料率）
償還期間	設備資金・運転資金 10 年以内（2 年以内の据置を含む）
申込書類	市町村長の認定書（危機関連保証）、納税証明書、財務書類などが必要となります。
実施期間	令和 2 年 3 月 13 日から令和 3 年 12 月 31 日まで

※このほか、セーフティネット保証 4 号、5 号に対応する融資も用意しております。
詳しくは、山梨県産業振興課へお問い合わせください。

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱 UFJ 銀行 三井住友銀行 りそな銀行
JA 北富士 JA 鳴沢村 JA クレイン JA フルーツ山梨 JA ふえふき
JA 山梨みらい JA 南アルプス市 JA 梨北 JA 山梨信連

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などにお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

場所	県庁別館 3 階 産業振興課
相談時間	9:00～16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応します）
電話番号	055-223-1554（直通）

問い合わせ先

山梨県 産業労働部 産業振興課
TEL 055-223-1537（直通）